

改正

平成23年 3月 1日告示第33号
平成23年 4月 1日告示第90号
平成26年 2月18日告示第67号
平成29年 3月 1日告示第77号
令和 2年 3月18日告示第107号

始良市広報紙有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、始良市有料広告掲載規則（平成22年始良市規則第12号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、始良市が発行する広報紙に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告代理店 広告主を募集し、広告原稿制作を行うことができる事業者
- (2) 広告料金 広告主が広告を掲載する際に広告代理店に支払う料金で、掲載料金と制作料金を合計した料金
- (3) 掲載料金 広告掲載する枠数に対する料金
- (4) 制作料金 広告代理店が広告主を募集し、広告原稿制作に必要とする料金
(広告の種類、大きさ、掲載位置及び掲載料金等)

第3条 広告の種類、大きさ、掲載位置及び掲載料金等は、次表に定めるとおりとする。

広告の種類	広告の大きさ	掲載位置	掲載料金 (1枠あたり)	枠数 (1号あたり)
1種広告	縦297mm 横192mm	裏表紙	120,000円	1枠以内
2種広告	縦45mm 横90mm	表紙と裏表紙を除く各ページのうち、秘書広報課長が決定する。	10,000円	14枠以内
3種広告	縦297mm 横210mm	表紙と裏表紙を除く各ページのうち、秘書広報課長が決定する。	100,000円	1枠以内

(広告の条件等)

第4条 同一広告主が掲載できる広告は、広告の種類のうち1枠とする。ただし、2種広告は、同一ページの隣り合う2つ以上の枠を1件の広告とすることができる。

2 3種広告は、1種広告に掲載申込みを行い第7条第3項に規定する抽選に漏れた場合にのみ、掲載することができる。

(広告主の募集及び広告原稿の制作)

第5条 広告主の募集及び広告原稿の制作は、始良市と契約した広告代理店が行うものとする。

(掲載申込)

第6条 広告主は、始良市広報紙有料広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告案を添えて広告代理店に提出しなければならない。

2 広告代理店は、始良市広報紙有料広告掲載審査申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に前項の規定により提出された申込書と制作した広告原稿を添えて市長に提出しなければならない。

3 申込書及び申請書の提出の期限は、広報紙の発行日の30日前とする。

4 同一広告主が申し込める広告は、広報紙1号につき1件限りとする。

(掲載決定等)

第7条 市長は、前条の申請書及び申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、始良市広報紙有料広告掲載承認(不承認)決定通知書(様式第3号)により広告主に通知しなければならない。

2 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、広告主又は広告代理店に修正を求めることができる。

3 掲載申込の枠数が、第3条で規定する枠数を超える場合は、秘書広報課長が掲載の可否を抽選により決定する。

(広告料金等)

第8条 広告代理店は、広告主が支払う広告料金のうち、第3条で規定する掲載料金を市に支払うものとする。

2 制作料金は、掲載料金に100分の50を乗じた額の範囲内で広告代理店が定めるものとする。

3 市長は、広告の掲載を承認した場合、広告代理店に対し掲載料金の納付書を発行するものとする。

4 広告代理店は、掲載料金を前項に規定する納付書により、広告掲載した広報紙の発行月末までに納付するものとする。

(掲載料金の還付)

第9条 掲載料金は、還付しないものとする。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月1日告示第33号)

この告示は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第90号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日告示第67号)

この告示は、平成26年2月18日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日告示第77号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年5月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定及び次項の規定については、告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行の前においても、広報紙の作成に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則 (令和2年3月18日告示第107号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第2号の改正規定については、告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行の前においても、広報紙の作成に関し必要な準備行為をすることができる。